

吹田民主商工会 いんぷお めくしよん

吹田市川園町20-1
TEL (06) 63883-2211
FAX (06) 63882-8190
http://www.suita-minsyou.com
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会

消費税増税で「景気悪くなる」が74% 増税の対策は

「考えていない」と「わからない」で74%も

2月班会や税金問題研修会に参加された194名の会員さんから消費税に関するアンケート調査にご協力いただきました。集計結果を見ると、多くの会員の皆さんが戸惑っている様子が伝わってきます。

4月からの消費税増税を控え、転嫁するか、据え置くか、そして、この先、どのようにして生き残っていくのか模索が続いています。アンケートでは、消費税対策を「考えている」のは35名(18%)のみで、「考えていない」「わからない」が143名(74%)と混迷しています。価格に「転嫁できる」のは26名、「一部転嫁できる」46名も入れても37%しかありません。消費税増税が中小業者の営業を破壊する税制であることが鮮明に表れています。

悩みを共有化し、連帯して立ち向かおう

正面から考えている人も、やり過ぎしている人も、特効薬などありません。経営力を高めること、民商を大きくして相互に守り合うこと、そして、政治を変える一員になることです。今、大切なのは、しっかりと悩むことです。そして、内に籠ることではなく悩みを共有化して、真の意味での自立と連帯を育むことです。逃げないで立ち向かいましょう。

① 景気は回復していますか？

よくなっている8名 実感がない94名
変わらない78名 その他14名

② 8%に増税されたら経営への影響は？

よくなる3名 悪くなる143名
影響ない9名 わからない29名

③ 8%に備えた対策は考えていますか？

考えている35名 考えていない80名
わからない63名 その他11名

④ 価格に転嫁できますか？

転嫁できる26名 一部転嫁できる46名
転嫁できない65名 わからない43名

⑤ 考えられる景気対策は？

消費税増税中止 136名
仕事起しや商店街振興 31名
税や社会保障の負担軽減 96名
店舗や住宅リフォーム助成 19名
資金繰り支援 30名 その他 2名

⑥ 消費税10%引上げに賛成ですか？

賛成3名 反対181名
どちらでもない10名

3・13 実行委員会が税務署交渉

3・13 重税反対全国統一行動吹田集会の実行委員会は吹田労連、新婦人、生健会、年金者組合、相川診療所、消費税なくす会、吹田市職労、民商などの団体で構成されています。25日には税務署交渉を行いました。

消費税増税と社会保障後退では各団体の皆さんが其々の実情を切々と語りました。対応した総務課長は「ご懸念を持つておられるのでご要望と言う形で伝えます」と回答しました。日本国憲法の研修を求めた件については「改めて職場で研修はない。仲間内での議論はいいことだと思う。」と回答しました。職員の皆さんが憲法を語り合っていたべくことを期待します。

税務行政では、①「税務運営方針の理念をもって仕事をしている。」②「提示」・「提出」を求める場合は「理由を説明するべきだ」と思っている③「納税の猶予等の取扱要綱」の「周知徹底と言う点では研修などいろいろやっている。」と基本を押さえた真摯な回答がありました。職員の皆さんがこの回答通りの仕事をしていただくと現場でのトラブルがなくなりそうです。

税金滞納者に対する「納税緩和措置」の問題でも吹田税務署や吹田市役所から前向きな回答がありました。この件の詳しい説明については3月24日、25日の「納税緩和措置学習会」で詳しく報告します。ぜひご参加ください。

国税の滞納者の皆さん、 住民税や国保料滞納者の皆さんへ

確定申告の最終盤に入りました。申告書はできたものの、税金を払うことができるかどうか。悩ましい問題です。吹田民商では、この問題を会内で考えるため1月に2回、2月に2回学習会をもちました。2月班会でもアンケートで実態をとらえる努力をしてみました。3月も24日昼2時00分と25日夜7時30分から「納税緩和措置学習会」を開きます。滞納者は勿論、その可能性がある人、身近にそのような人がいる人はこの学習会に参加して学んでください。

差押の心配がなくなり、延滞税加算軽減やめます

納税緩和措置には「納税の猶予」「換価の猶予」「滞納処分執行停止」の制度があります。この日の学習会では、この制度を学びます。滞納問題で最もよくないのが「放置」です。28日の税務署との相談会では、この制度を活用します。滞納のある方、可能性のある方は事前に事務局までご連絡ください。お渡しする資料があります。

住民税や国保料の滞納者の方で、条件を満たせば「減免」される方もいます。

事前相談会(24日昼、25日夜)や26日の市役所の相談会には平成25年分の確定申告書の控えを忘れずに持ってきてください。

お買い物は地元の市場商店街で・商工業者の繁栄は市民とつむいで！